

議案第16号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

消費税増税、低所得者軽減強化に伴う平成31年度介護保険料の改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の3項を加える。

- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,700円とする。
- 4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,400円とする。
- 5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,680円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飛驒市介護保険条例第9条第3項から第5項までの規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条 略 (保険料率) 第9条 略 2 略 以下 略	第1条～第8条 略 (保険料率) 第9条 略 2 略 3 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,700円とする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,400円とする。</u> 5 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,680円とする。</u> 以下 略

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

消費税増税、低所得者軽減強化に伴う平成31年度介護保険料の改正

2 改正の内容

平成27年4月1日から消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減強化が図られているところであるが、本年、消費税10%への引上げが予定されていることに伴い、その軽減分において平成31年度の介護保険料の改正を実施するもの。

保険料率関係（第9条関係）

平成31年10月からの消費税増税に伴い、平成31年4月からの第1段階から第3段階までの介護保険料軽減額を平成32年4月完全実施の半額として定める。

第7期保険料段階	算定基準	第7期年間保険料
第1段階	①老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の方 ②生活保護の受給者 ③本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80万円以下の方 基準額×0.5 （平成30年度は基準額×0.45） （平成31年度は基準額×0.375）	34,260円 （30,840円） （25,700円）
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80万円を超え120万円未満の方 基準額×0.65 （平成31年度は基準額×0.575）	44,530円 （39,400円）

第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が120万円を超える方 基準額×0.75 (平成31年度は基準額×0.725)	51,390円 (49,680円)
------	---	----------------------

3 施行日 規則で定める日